

平成23年度収支予算（案）

自：平成23年 4月 1日

至：平成24年 3月31日

(単位：千円)

科 目	予算額 a	前年度予算額 b	増 減 額 a-b	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入				
基本財産利息収入	170	370	△ 200	
基本財産配当金収入	720	720	0	
(基本財産運用収入合計)	(890)	(1,090)	(△ 200)	
特定資産運用収入				
特定資産利息収入	0	0	0	
(特定資産運用収入合計)	(0)	(0)	(0)	
会費収入				
賛助会員会費収入	20,050	20,050	0	
特別会員会費収入	6,370	5,890	480	
(会費収入合計)	(26,420)	(25,940)	(480)	
事業収入				
研修会事業収入	1,440	1,600	△ 160	
出版物事業収入	120	120	0	
受託業務事業収入	74,000	74,000	0	
講師料事業収入	600	510	90	
広告料事業収入	1,400	1,400	0	
(事業収入合計)	(77,560)	(77,630)	(△ 70)	
雑収入				
受取利息収入	10	10	0	
雑収入	20	30	△ 10	
(雑収入合計)	(30)	(40)	(△ 10)	
事業活動収入計	104,900	104,700	200	
2. 事業活動支出				
事業費支出				
報酬・給料手当	48,100	48,070	30	
退職給付	2,070	0	2,070	
法定福利費	1,800	1,800	0	
福利厚生費	150	130	20	
旅費交通費	60	100	△ 40	
通信費	3,000	3,040	△ 40	
什器備品費	70	20	50	
交際接待費	30	30	0	
研修事業費	530	530	0	
広告宣伝費	30	30	0	
印刷製本費	12,700	12,580	120	
顧問嘱託費	1,610	1,740	△ 130	
受託調査費	0	0	0	
原稿謝金	850	750	100	
講師謝金	300	300	0	
講師旅費	50	40	10	
会費徴収不能額	100	100	0	
雑費	470	470	0	
(事業費支出合計)	(71,920)	(69,730)	(2,190)	

(単位：千円)

科 目	予算額 a	前年度予算額 b	増 減 額 a-b	備 考
管理費支出				
報酬・給料手当	19,420	19,380	40	
退職給付	0	0	0	
法定福利費	2,640	2,630	10	
福利厚生費	110	100	10	
役員会議費	200	150	50	
旅費交通費	600	600	0	
通信費	370	380	△ 10	
什器備品費	50	50	0	
交際接待費	200	200	0	
事務用品費	80	80	0	
用紙印刷費	1,200	1,220	△ 20	
図書新聞費	2,260	2,260	0	
諸会費負担金	870	870	0	
研修会議費	150	210	△ 60	
水道光熱費	1,100	1,120	△ 20	
賃借料	3,590	3,590	0	
清掃費	670	670	0	
租税公課	3,520	3,490	30	
雑費	500	470	30	
(管理費支出合計)	(37,530)	(37,470)	(60)	
事業活動支出計	109,450	107,200	2,250	
事業活動収支差額	△ 4,550	△ 2,500	△ 2,050	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入	2,070	0	2,070	
(特定資産取崩収入合計)	(2,070)	(0)	(2,070)	
投資活動収入計	2,070	0	2,070	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	1,520	1,600	△ 80	(注) 1
(特定資産取得支出合計)	(1,520)	(1,600)	(△ 80)	
固定資産取得支出				
什器備品購入支出	150	300	△ 150	
(固定資産取得支出合計)	(150)	(300)	(△ 150)	
投資活動支出計	1,670	1,900	△ 230	
投資活動収支差額	400	△ 1,900	2,300	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	500	500	0	
当期収支差額	△ 4,650	△ 4,900	250	
前期繰越収支差額	5,240	10,140	△ 4,900	
次期繰越収支差額	590	5,240	△ 4,650	

(注) 1. 役職員の退職慰労金・退職金の支給に備えるため、退職金支給規程に基づく期末要支給額を計上している。

2. 借入金限度額 5,000,000円